

出入国管理・在留資格・その他「人の移動」に関する

アンケート調査

(対象：台湾在住日本人ビジネスマン)

調 査 表

2009年10月

日台間の人の移動の円滑化に向けて現状と問題点や改善点を呈示することが、この調査の目的です。ご提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、統計以外に使用することは絶対ありませんので、事実をありのまま記入してくださいませようお願い申し上げます。

在台湾日本人 出入国管理・在留アンケート調査

<貴社・ご回答者に関するデータ>

貴社名： _____

回答者ご芳名： _____

電話番号： _____

電子メールアドレス： _____

貴社の組織形態：

- 現地法人 支店・支社 駐在員事務所
 工事事務所・営業代理人 日系資本参加法人
 その他 ()

業種：

- | | | |
|--|----------------------------------|----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 繊維 | <input type="checkbox"/> 2 医薬品 | <input type="checkbox"/> 3 化学品 |
| <input type="checkbox"/> 4 一般機械 | <input type="checkbox"/> 5 自動車 | <input type="checkbox"/> 6 電気電子 |
| <input type="checkbox"/> 7 金属 | <input type="checkbox"/> 8 食料物資 | <input type="checkbox"/> 9 運輸観光 |
| <input type="checkbox"/> 10 建設 | <input type="checkbox"/> 11 金融財務 | <input type="checkbox"/> 12 商社 |
| <input type="checkbox"/> 13 流通 | <input type="checkbox"/> 14 合弁会社 | <input type="checkbox"/> 15 情報通信 |
| <input type="checkbox"/> 16 その他 () | | |

日本人従業員数： _____ 人

台湾人従業員数： _____ 人

ご回答者の台湾での居住地：

- 1 北部 2 中部 3 南部 4 その他 ()

<質問内容>

- | | |
|-------------|--------------|
| A. 出入国管理に関し | B. 「就業パス」に関し |
| C. ビザに関し | D. 在留証に関し |
| E. その他の質問 | |

すべての質問において、複数回答可

A. (空港での) 出入国管理に関する質問

1. 出入国審査に関し、これまでに問題があったり不便を感じたりしたことがありますか。

₁ 台湾への/からの出入国審査に関し、特に問題があったり不便を感じたりしたことはない。

₂ 過去に出入国審査の際に問題があったり不便を感じたりしたことがあった。

さしつかえない範囲で具体的にお書きください：

{ }

₃ 現在の出入国審査に関し、大きな問題はないが、改善の余地はあると思う。

具体的にお書きください：

{ }

● 出入国管理に関し、ご意見がございましたらお書きください。

{ }

2. 入国審査の際に空港内に設置されている専用レーンを利用して、迅速に入国手続きを済ませることができる「外国商務人員の快速通関」があります。この制度に関し；

₁ 利用している。

₂ 日台間の人の交流の円滑化に役立つので、こうした制度を続けるべきだ。

₃ もっと多くの人利用できるように、条件の見直しを望む。

外国商務人員の快速通関資格条件：台湾に 5000 万元以上の投資者、外人投資事業あるいは合弁企業の在台責任者あるいはマネージャー、地元企業に招聘されている担当責任者あるいはマネージャー

どのように改善すべきか具体的にお書きください：

{ }

₄ 特に意見なし。

₅ 快速通関のことを知らない。

● その他「外国商務人員の快速通関」に関し、ご意見やご要望があればお書きください。

{ }

B. 「就業パス」に関する質問 (複数回答可)

3. 2009 年 6 月より、居留ビザ・工作許可証・居留証・再入国許可の 4 種類が一つになった「就業 PASS」が申請できることになりました。この「就業 PASS」に関し；

₁ 「就業PASS」を取得、或いは、申請中。申請、或いは、発給は比較的スムーズに行われた。

₂ 「就業PASS」を取得、或いは、申請中。審査が厳しい、或いは、手続きに時間がかかるなど、

不便を感じた。

- ₃ 「就業PASS」をまだ申請していないが、申請する予定である。
- ₄ すでにすべて取得しており、「就業PASS」を申請する必要性を感じない。
- ₅ (客観的な意見として) この制度が始まったことで、居留ビザ・工作許可証・居留証・再入国許可の申請が簡素化され、大変便利になると思う。
- ₆ 提出先は簡素化されたが、必要書類面でまだ改善の余地があると思う。

ご意見があればお書きください：

{ }

- ₇ 「就業PASS」のことをまだ知らされていない。
- ₈ 特に意見なし。
- その他「就業PASS」に関し、ご意見やご要望があればお書きください。

{ }

ここからは「就業PASS」ではなく、従来の居留ビザ・工作許可証・居留証・再入国許可に関する個別の質問ですが、「就業PASS」申請を行われた方も該当する範囲内でご回答願います。

C. ビザに関し

4. 来台前の居留ビザ取得や居留証に関する情報の入手に関し；

- ₁ 代行者が申請したのであり、自分では情報入手の必要はなかった。
- ₂ 台湾政府関係の窓口へ直接問い合わせた。
- ₃ 台湾政府関係のホームページの情報を参照した。
- ₄ 日本の交流協会へ問い合わせた。
- ₅ どこを探してもいいかわからなかった。
- ₆ 日本語の情報が少ないと感じた。
- ₇ 覚えていない。
- ₈ 意見なし
- ビザ取得や居留証に関する情報の入手に関し、ご意見やご要望があればお書きください。

{ }

質問4で、₂・₃にチェックされた方へ

5. 居留ビザや居留所に関する情報は、主に台湾政府関係のどこから入手しましたか。

- ₁ 台北駐日経済文化代表処 (直接、電話問い合わせ、ホームページを含む)
- ₂ 中華民国經濟部投資事務所「JAPAN DESK」(直接、電話問い合わせ、ホームページを含む)
- ₃ 上記以外の台湾政府のホームページ ()
- ₄ 覚えていない。

6. 居留ビザ・居留証の申請書類に関し

- ₁ 特に問題はなかった。
- ₂ 必要書類が変わることがあり、不便を感じた。
- ₃ ビザのタイプ別の判断基準が不明確で、不便を感じた。
- ₄ 必要書類の中に取得の困難なもの（特殊な健康診断項目など）があった。

困難を感じた書類を具体的にお書きください：

{ }

- ₅ 特に意見なし。

- その他、ビザ取得や居留証の申請書類に関し、ご意見があればお書きください。

{ }

7. ビザの取得は、①役員（現地法人の取締役、監査役）によるビザの取得、②招聘（台湾の会社の総経理、台湾支店の支店長、駐在員事務所の所長、その他の業務に従事する者など）によるビザの取得、③家族呼び寄せによるビザの取得、の3種類に分けることができます。

まず、「①役員（現地法人の取締役、監査役）によるビザ」を取得された方に、ビザ発給の審査基準に関し、おうかがいします。

- ₁ 役員でないので該当しない。（⇒質問8にお進みください。）
- ₂ 資本額など、現在の審査基準で特に問題はない。
- ₃ 長期滞在者に秩序を持たせるために、審査基準はもう少し厳格にした方がいい。
- ₄ 資本額などの審査基準が厳しすぎる。もう少し条件を緩和した方がいい。
- ₅ 特に意見なし。

- 「①役員によるビザの取得」の審査基準に関し、問題があったり不便を感じたりしたこと、その他のご意見があればお書きください。

{ }

8. 次に、「②招聘によるビザ」を取得された方（＝①役員以外の方）にお伺いします。審査基準に関し；

- ₁ 「①役員」なので該当しない。（⇒質問9にお進みください。）
- ₂ ビザ発給の条件である平均売上額や平均輸出額や資本額などに関して、現在の審査基準で特に問題はない。
- ₃ 長期滞在者に秩序を持たせるために、審査基準はもう少し厳格にしてもよい。
- ₄ 審査基準が厳しすぎるので、もう少し条件を緩和した方がいい。
- ₅ 特に意見なし。

- その他、問題があったり不便を感じたりしたことがあればお書きください。また、₄にチェックされた方で、具体的なお意見があればお書きください。

{ }

9. 日本人の雇用：日本人員のビザ申請・発給に関し、

₁ 日本人員の雇用の必要性がなかった（ない）ので、該当しない。（⇒質問 11 にお進みください。）

₂ 特に問題を感じることなく、日本人員の長期ビザ発給が行えた。

₃ 日本人員のビザ発給に必要な提出書類をそろえるのに苦労した。

特にどのような書類か具体的にお書きください。 _____

₄ 技術者のビザ枠が厳しい。

厳しいとお思いになった技術者の職種を具体的にお書きください。 _____

₅ 技術者以外の日本人職員（総務や会計など）のビザ枠が厳しい。

厳しいとお思いになった職種を具体的にお書きください。 _____

₆ 職種別のビザ枠の明文化がされていない。

₇ 日本人員を増やしたいが、年商や輸出入実績や払込資金・運転資金などに発給制限があり、業務のスムーズな遂行に支障をきたしている。

₈ 日本人員のビザ発給に必要とされる学歴と実務経験の期間に関する条件が厳しすぎる。

₉ 特に意見なし。

- 以上の質問に関連する具体的な改善点、その他、日本人の雇用に関し、ご意見やご要望があればお書きください。

{ _____ }

10. 日本人スタッフの業務内容の制限に関し

₁ 日本人スタッフの業務内容に制限を受けた事はない。

₂ ビザの関係上、日本人スタッフの業務内容に制限を受けたことがある。

制限を受けた業務を具体的にお書きください。 _____

- その他、日本人スタッフの業務内容の制限に関し、ご意見があればお書きください。

{ _____ }

11. ③「家族呼び寄せ」によるビザの取得に関し；

₁ 該当なし。（⇒質問 12 にお進みください。）

₂ 特に問題なく、ビザの申請・取得ができた。

₃ 問題があったり不便を感じたりしたことがある。

おさしつかえない範囲で具体的にお書きください：

{ _____ }

₄ 申請・取得に問題はなかったが、改善点があると思う。

具体的にお書きください：

{ _____ }

D. 在留証に関し

12. ③「家族呼び寄せ」によるビザの取得に関し；

- ₁ 申請・発給は比較的スムーズに行われた。
- ₂ 許可を取得すべき政府機関が複数あり、時間を要した。
- ₃ 審査が厳しすぎた。
- ₄ 手続きに時間がかかった。
- ₅ 特に意見なし。
- その他、居留証に関し、ご意見やご要望があればお書きください。

{ }

13. 台湾での継続居留5年以上（毎年183日以上滞在）で「永久居留証」を申請することができます。「永久居留証」に関し；

- ₁ 永久居留証をすでに取得している。
 - ₂ 条件を満たしていないので、まだ申請していないが、将来申請したい。
 - ₃ 申請するつもりはない。
- その理由をお書きください。

{ }

- ₄ 特に意見なし。
- その他「永久居留証」に関し、ご意見があればお書きください。

{ }

14. 上記の「永久居留証」の条件以外にも、台湾へ1500万元以上を投資し、加えて、5人以上の台湾人雇用と3年間の事業継続をした外国人に永久居留証の申請を認める制度「梅花カード」があります。「梅花カード」に関し；

- ₁ 取得している。
- ₂ 取得していないが、台湾への投資を奨励するいい制度だと思う。
- ₃ 5年間継続滞在で「永久居留証」が習得できるので、この制度はあまり意味がないと思う。
- ₄ 条件をもう少し緩和すべきだ。
- ₅ 「梅花カード」のことはよく知らない。
- ₆ 特に意見なし。
- その他、「梅花カード」に関し、ご意見があればお書きください。

{ }

E. その他の質問

15. 日系企業内での外国人（タイ、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム国籍）労働者の雇用に関し；

- ₁ 雇用の必要性がないので、該当しない。（⇒質問 16 にお進みください。）
- ₂ 必要な外国人労働者を、特に困難なく、申請・採用することができた。
- ₃ 申請は結果的に認められ外国人労働者を雇用したが、審査が厳しかったり、手続きが複雑であったりして、採用までに時間と困難を要した。
- ₄ 外国人労働者雇用を申請したことがあるが、結局認められなかった。
- ₅ 外国人労働者を雇用したいが、制限が多いため、最初から申請をあきらめている。
- ₆ 意見なし。
- その他、外国人労働者の雇用に関し、ご意見やご要望があればお書きください。
{ }

16. 資格の相互承認に関し；

日台間では、2003 年 12 月にソフトウェア開発技術者のレベルでの相互承認を、2005 年からテクニカルエンジニア（ネットワーク）のレベルである情報処理技術者試験の相互承認が行われています。今後、その他のどのような資格の相互承認を望みますか。

- ₁ 特になし。
- ₂ その他の資格の相互承認を希望する。
どのような資格の相互承認を希望するかお書きください。
{ }

17. 現在、日本はメキシコ、チリ、アセアン諸国などと EPA（経済連携協定）を締結し、「自然人の移動」の円滑化に関しても、こうした EPA や FTA（自由貿易協定）の枠組みの中で取り決めが行われています。日本と台湾との EPA 或いは FTA 締結の可能性に関しお伺いします。

- ₁ できるだけ締結すべきだ。
- ₂ 国際政治上、無理だと思う。
- ₃ (経済貿易会議等を通して個別項目の改善が行われており)、必要ない。
- ₄ 特に意見なし。

18. 旅券関係の申請手続きに関し

- ₁ 特に問題を感じたことはなく、現状のままでいい。
- ₂ 平日しか申請手続きができないので不便である。
- ₃ 交流協会台北事務所・高雄事務所でしか申請手続きができないので不便である。
- その他、旅券関係の申請手続きに関し、ご意見やご要望があればお書きください。
{ }

上記の質問以外に出入国管理・居留・その他「日台間の人の移動」に関し、ご意見やご要望がございましたら、お書きください。

ご回答、大変ありがとうございました。
今後の日台間の「人の移動」の円滑化に向けての貴重な資料とさせていただきます。